

稲城市剣道連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、稲城市剣道連盟（以下「連盟」という。）と称し、事務局を稲城市内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、剣道理念の実践、普及を通じて心身を錬磨し、人格の向上に努めるとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 剣道大会
- (2) 剣道の錬成及び審判技術等講習会の開催並びに講師の派遣
- (3) 上部団体の各種大会への選手派遣
- (4) 級の審査
- (5) 西東京剣道連盟及び関係各団体への協力
- (6) その他理事会において決定し、必要と認められた事業

第2章 会員

(会員の資格)

第4条 稲城市に在住、在勤する者及び市内各団体稽古場にて常時稽古している者は、会員になることができる。

(入会)

第5条 連盟に入会しようとする者は、連盟会員の推薦により所定の申込書を事務局へ提出し、理事会の承認を得るものとする。

(退会)

第6条 退会しようとする者は、事務局長にその旨連絡しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、理事会の定めるところにより従って会費を納めなければならない。既納の会費は、その理由の如何にかかわらず返還しない。

第3章 役員

(役員の数)

第8条 連盟に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名以内
理 事 長	1名
副理事長	2名以内
事務局長	1名
会 計	1名
会計監査	2名
理 事	若干名

(理事の選任)

第9条 連盟に理事を置く。理事の資格は、年齢20歳以上の者（学生を除く。）

とし、選出の基準は、会員10名に対し1名の割合にて選出する。

(役員を選出)

第10条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び会計監査は、理事会が選考して総会の承認を受ける。
- (2) 理事長、副理事長、事務局長及び会計は、理事会で理事の中より互選して総会の承認を受ける。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連盟を代表し、統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を開催し、連盟の事業の執行運営する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (5) 事務局長は、連盟の文書の保管、伝達、処理及び総会、理事会等の議事録の作成にあたる。
- (6) 会計は、連盟の金銭の出納仕事を処理する。
- (7) 会計監査は、連盟の会計出納仕事を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。

(顧問、参加)

第13条 連盟に、特に功労のあった者から理事会の承認を経て、会長は、顧問を委嘱することができる。また、剣道について見識豊かな者の中から理事会の承認を経て、会長は、参加を委嘱する。顧問、参加は、連盟の重要事項について、諮問に応じ意見を述べる。

第4章 会議

(総会)

第14条 総会は、連盟の最高機関であり、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年1回、年度当初に開催する。臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催できる。

(総会の招集)

第15条 定時総会は、会長が招集する。会議の議長は、総会に出席した役員及び会員のうちから選出する。総会は、役員、会員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

(総会の議決)

第16条 総会の議決は、出席役員、会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会の決定事項)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定、改廃
- (2) 年間事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 年間事業報告及び収支決算の承認

(4) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会)

第18条 理事会は、理事長が招集する。理事会は、理事の2分の1以上出席しなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第19条 理事会の議事は、出席理事の過半数の議決をもって決する。ただし、可否同数のときは、理事長がこれを決する。

(理事会の議決事項)

第20条 理事会は、本規約に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会にて議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他理事長が必要と認めた事項

第5章 会計

(経費)

第21条 連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 市又は公共団体より交付された補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第22条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監査会)

第23条 会計監査は、連盟の会計出納事務を監査し、理事会、総会に報告する。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第24条 連盟の事業遂行のため専門委員会を設けることができる。専門委員は、会員がこれにあたる。専門委員会の名称、目的、検討事項は、理事会が定める。

第7章 補則

(補則)

第25条 連盟運営上必要な細則は、別に理事会が定める。

付 則

この規約は、議決の日より施行する。

付 則 (平成15年4月20日 8条改正)

この規約は、議決の日より施行する。